

## 第6回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年6月26日(火) 午後2時00分から午後3時00分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
  - 1番 志村 喜光      2番 小林 良次      3番 山田 政文
  - 4番 佐藤 總明      5番 蔦木 正彦      6番 天野 千明
  - 7番 梶原 勝      8番 西村 恒男      9番 矢頭 恵造
  - 10番 山崎 公江      11番 米山 義一      12番 小俣 民男
  - 13番 和田 廣行      14番 佐藤 孝義
- 4 欠席委員  
なし
- 5 議事日程
  - 日程第1 議事録署名委員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件  
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による競・公売適格証明の件  
議案第16号 非農地証明交付に対し許可を求める件
  - 日程第4 報告第6号 転用確認証明交付に対する報告
  - 日程第5 その他
- 6 農業委員会事務局職員  
主幹 竹下 仁      事務補助 平山 正幸
- 7 会議の概要
  - 事務局      それでは、皆様お揃いですので、ただ今より始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立をお願いします。  
礼。ご着席ください。  
ただ今より平成30年第6回農業委員会委員総会を開催致します。  
会長あいさつ、お願い致します。
  - 会長      梅雨の時期とはいえ、真夏の暑さを思わせるここ2・3日です。皆様に

は平成30年第6回大月市農業委員会総会に出席頂きまして誠にご苦勞様でございます。

私は、先日、5月30日、平成30年度全国農業委員会会長大会が東京で開催されました。そこに参加して参りました。平成28年の4月1日の改正農業委員会法施行をふまえ、その最重点に位置付けられた農地利用の最適化の実績を飛躍的に発言すべく農業農村の問題を幅広く汲み上げた現場の意見を反映させ、政策提案が決議されました。その日のうちに県選出の国会議員の先生方へ陳情を行いました。内容的には自分で資料を持っていますから、もしお知りになりたい方は私の方へ申し出てください。

大会に合わせまして、第10回耕作放棄地発生防止解消活動表彰式というのが行われまして、山梨県では甲斐市農業活性化協議会が全国農業新聞賞を受賞しました。なお、この表彰事業の中央審査会の委員10名の中に私どもの大月市の大月短期大学の榎平准教授が入っておりまして、少々得意になったところでございます。先生の幅広い活動が推察できました。

そういう報告を致しまして、今日の案件につきましては5条が2件、競・公売適格証明願が1件、非農地証明交付申請に対する許可を求める件が1件ということでございます。

本総会がスムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私の挨拶と致します。

事務局 開会宣告、会長お願いします。

会長 本日は、全員出席頂いております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願い致します。

議長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めてまいりたいと思います。

総会を開始するにあたり、委員の皆様をお願いを申し上げます。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、11番米山義一委員、12番小俣民男委員を指名致します。

### 日程第2 会期の決定

議長 それでは、日程第2、会期の決定でございます。

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

ありがとうございます。

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

### 日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。

議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明致します。

その前にお送りしました総会の招集文書には4条というのが入っていたと思うんですけど、取り下げがありましたので、5条からの審査ということで、よろしくお願ひします。

それでは、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請については2件あります。

申請番号1、2ページの地図と 3ページの写真をご覧ください。

申請地は、●●●、地目は畑です。面積は●●●㎡です。

賃貸人は○○○、賃借人は○○○です。

申請地は、●●駅から北へ800m、中央自動車道の●●●の北側に位置する第2種農地で、農振農用地外です。近くには●●●があります。

周囲の状況は、北面と南面は道路、東面一部に農地がありますが、あとは宅地となっています。

転用理由は、資材置場および駐車場です。

申請理由であります、貸し人である〇〇〇は所有する土地を、〇〇〇に賃貸し、資材置場と駐車場に利用しようとする計画です。

計画では、写真をご覧頂きたいんですが、写真のように非常に段差のある傾斜地を造成して、自動車3台の駐車場と資材置場と倉庫を建てる計画です。しかし、現在、写真のように一部ですね、駐車場の部分にだけ車が〇台、既に止められており、その部分については始末書が出されております。一部追認という形になるかと思えます。始末書についてちょっと読み上げたいと思います。〇〇〇の名前で出ております。

(読み上げ)

ということで、一部駐車している部分ですね、その下の方にずうっと南側に向かって農地があるんですけど、そちらの方を造成して資材置場にしたいという計画です。

書類審査及び現地調査を行いました、資金の裏付け等問題はありませんでした。

以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

3番、山田委員お願い致します。

山田委員 19日の日に、会長及び事務局と立ち合いました。

この場所は●●という地区でございまして、〇〇〇、工場をやっている方の土地でして、そこからおよそ300m程の場所で倉庫として使う場所としてはふさわしいという内容で申請が出されています。

周辺は住宅地で、既に今始末書が出されているということで駐車場として若干使っております。あとは近隣の方が作っているようですけど、畑として若干使っております。

特に問題はないと思いますのでよろしくご審議のほどをお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい。それでは4ページの地図と5ページの写真を併せてご覧頂きたいと思えます。

申請地は、●●●です。地目は畑で現況も畑です。面積は合計で●●●㎡になります。

譲渡人は○○○、譲受人は○○○です。

申請地は、●●●位置する第2種農地で、農振農用地外です。近くには●●●があります。そこから上ってきたところにある農地です。

周囲の状況は、東面に道路、あとは全て宅地となっています。

申請理由は、太陽光発電所の建設です。譲渡人から土地を買い入れ、太陽光発電パネルを設置し、49.5kwを発電する計画です。

書類審査及び現地調査を行いました。資金の裏付け等問題はありませんでした。

以上、ご審議をお願い致します。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

6番、天野千明委員お願い致します。

天野委員 よろしく申し上げます。私は19日の事務局、会長との合同の調査には出られなくて、22日の日に午後から単独で行ってまいりました。

この土地ですけど、周りが住宅なので非常に近い位置にパネルが付くみたいなんですけど、5ページの写真の左側の家の辺りのお話を伺うことができたんですけど、この家庭はちっちゃな子がたくさんいまして、洗濯物をけっこうするそうなので、日当たりの面では問題がないと思うんですが、あと風通しとかを心配してたようです。前が草になったりするよりずっといいということで、周りの人たちも家が建つより、草にして蚊とかがでるよりはあれにしてもらった方がいい意見が多かったみたいです。

あとはこれだけ近いと音の面が気になるひとつです。あんまり問題はな

いと思うんですけど、ご審議よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手を  
お願い致します。

はい、ありがとうございました。賛成多数、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による競・公売  
買受適格証明の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは7ページの位置図と8ページの写真をご覧ください。

説明致します。

申請番号1、申請地は、●●●、地目は畑で現況も畑です。面積は●●  
●㎡です。

申請者は○○○。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。

申請地につきましては、前回も説明致しましたが●●●の先にある農地  
です。

計画では、7月の競売で落札した場合は、太陽光発電施設に転用する計  
画です。

計画では、太陽光パネル236枚を設置し、49.5kwを出力する計  
画です。

書類審査では、特に県の方からの指摘はありませんでした。

以上、ご審議をお願い致します。

議長 続きまして地区担当委員の説明ですが、私が担当しております。

事務局の説明したとおりでありまして、先月の総会でも説明した農地で  
あります。これはずっと落札ができなくて、こういう形でまた太陽光の申  
請が出たわけです。特に問題ないと思いますがご審議をお願い致します。

議長 ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

よろしいですか。

【異議なしの声】

質疑がないようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第16号、非農地証明交付申請に対する許可を求める件、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、10ページの位置図と11ページの写真をご覧頂きたいと思っております。

申請地は、●●●、地目は畑で現況は山林です。面積は●●●㎡です。

申請者は○○○です。

申請地は、●●●m程行った第2種農地で、農振農用地外です。

申請地は、昭和47年以前から、手を加えられておらず、自然と非農地化したということで、申請が出ております。それについて、証言も出ておりますので、読み上げたいと思います。

証言は○○○から証言がでております。

「隣接所有者の証明。●●●について、平成2年7月以前より「山林」であり、非農地であったことを証明致します。」

ということで、これは平成2年以前から山林であったということで、28年程経っています。

状況は写真を見て頂ければ分かりますが、植林された跡はなく、雑木が繁って生えて繁っている状況でした。

規定では、非人為的に森林化し20年以上経過し、農地への復元が見込まれない土地について、非農地証明を出すというふうになっております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

9番矢頭恵造委員。

矢頭委員 19日に事務局と会長と4名で現地調査を致しました。ただ今、事務局

の方から説明したとおりでありますけれども、隣地の証言でも平成2年に  
もう山林であったというふうな証言もあります。航空写真でも昭和〇年、  
〇年、17年とでているわけですが、昭和〇年の段階で山林化して  
おります。

昔はこの一帯ずっと畑を作っていたわけですが、だんだん農地を使わ  
なくなって自然に山林になったという状況であります。ただ、この道の下  
の方は農地として使われておりまして、場所的にはたいへんいい所なん  
ですが、完全に山林化されていることで非農地証明をして頂きたいとい  
う申請ですので、どうかよろしくお審議をお願い致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は  
挙手をお願い致します。

ございませんか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから、採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願い致します。

ありがとうございます。全員賛成ですので、許可と決定致します。

#### 日程第4 報告事項

議長 続きまして、日程第4、報告第6号、転用確認証明交付に対する報告を  
上程致します。事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、転用確認証明の発行について、平成30年5月11日から6  
月8日までの転用確認の申請は2件です。

番号1から、●●●、申請者は〇〇〇、通路及び宅地拡張で転用申請が  
出ております。

番号2、●●●、申請者は〇〇〇、宅地用地  
として申請が出ております。

2つとも追認申請でしたので、13ページの写真のように確認致しまし  
て、証明書を発行しております。

以上、報告致します。

議長 ただ今の報告につきまして、質疑がございますか。

【異議なしの声】

## 日程第5 その他

議長 ないようですので、日程第5のその他を議題と致します。事務局から何かございますか。

事務局から

1. 平成31年度の農業行政への意見書の案をご覧ください。ご意見を数件いただき、昨年の文と合わせ作文いたしました。特になければ、この形で案をとり提出したいと思っております。
2. 意見書をご覧ください。

本市でも、太陽光発電が増え、本委員会でも毎月のように審議されておりますが、「ちょっと多過ぎ」という感じの中、市議会として国に法整備を求める、という意見書です。農業委員会では、あくまで農地転用という立場で、意見書を進達する立場ですが、今後、研修会等でご意見を伺いたい課題でもあります。本日のところは、情報提供のみですが、一読しておいていただきたいと思います。

西村委員から

1. 昨年起こった電気柵の死亡事故に関連し、その電気柵が自家製の違法なものであったことから事件が起こったもので、適法の電気柵は決して死亡事故を起こすようなものではないので、委員の担当地区に違法な電気柵が設置されている場合は注意をされたい。

議長 それでは、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第6回の大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

平成30年5月25日